

事務連絡  
令和 7 年 11 月 19 日

各都道府県 河川主管課長 あて  
各政令指定都市 河川主管課長 あて

水管理・国土保全局 水政課 河川利用企画調整官  
河川環境課 企画専門官  
河川保全企画室 課長補佐  
治水課 課長補佐

クマ被害対策パッケージ決定を踏まえた  
河川におけるクマ被害対策の取組について

河川におけるクマ被害対策について、「クマ類による被害防止のための対応について（依頼）」（令和 6 年 4 月 23 日付事務連絡）及び「クマ類による被害防止のための対応について（周知）」（令和 7 年 11 月 4 日付事務連絡）において通知しているところですが、本年はクマによる死者数が過去最多を更新するとともに、クマ本来の生息域である森林に近い環境だけでなく多くの地域でクマが人里に侵入し人身被害が増大・多様化・広域化するなど、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっている状況を踏まえ、令和 7 年 11 月 14 日付けでクマ被害対策等に関する関係閣僚会議により「クマ被害対策パッケージ」が決定されたところです。

「クマ被害対策パッケージ」においては、河川に関する施策が含まれており、別添の通り、河川の国管理区間における取組の考え方を地方整備局等へ通知しましたので、都道府県等管理区間におけるクマ被害対策に際して、参考とされるようお願いします。なお、本事務連絡については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

以上

## 事務連絡

令和7年11月19日

北海道開発局 建設部 河川技術対策官 殿  
河川構造物対策官 殿  
低潮線保全局 殿  
地域事業管理官 殿  
流域治水専門官 殿  
建設行政課長補佐 殿

東北・関東・中部・近畿・中国・九州地方整備局

河川部 水政課長 殿  
河川計画課長 殿  
地域河川課長 殿  
河川環境課長 殿  
河川工事課長 殿  
河川管理課長 殿

北陸・四国地方整備局 河川部 水政課長 殿

河川計画課長 殿  
地域河川課長 殿  
河川工事課長 殿  
河川管理課長 殿

水管理・国土保全局 水政課 河川利用企画調整官  
河川環境課 企画専門官  
河川保全企画室 課長補佐  
治水課 課長補佐

クマ被害対策パッケージ決定を踏まえた  
河川におけるクマ被害対策の取組について

河川におけるクマ被害対策について、「クマ類による被害防止のための対応について（依頼）」（令和6年4月23日付事務連絡）及び「クマ類による被害防止のための対応について（周知）」（令和7年11月4日付事務連絡）において通知しているところですが、本年はクマによる死者数が過去最多を更新するとともに、クマ本来の生息域である森林に近い環境だけでなく多くの地域でクマが人里に侵入し人身被害が増大・多様化・広域化するなど、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっている状況を踏まえ、令和7年11月14日付けでクマ被害対策等に関する関係閣僚会議により「クマ被害対策パッケージ」が決定されたところです。

「クマ被害対策パッケージ」においては、河川に関する下記の施策が示されておりますので、対応に遺漏がないようお願いします。また、別添通知については、都道府県及び政令指定都市へ転達するようお願いします。

## 記

<1. 緊急的に対応すること ②人の生活圏への出没防止>

## ○国による公物管理を通じた情報提供【国土交通省】

- ・国の管理する道路、河川における日常的なパトロール・巡視等において、クマを発見した場合に市町村等へ通報することで、市町村等が行うクマ出没に関する情報収集を支援する。

日常的な河川巡視においてクマを発見した場合に、市町村等へ通報することで、市町村等が行うクマ出没に関する情報収集を支援されたい。クマ出没に関する情報収集は、第二種特定鳥獣管理計画の策定主体である都道府県で行っている場合もあるため、適切な通報先は市町村や都道府県へ確認すること。市町村等から河川カメラの映像等の提供を求められた場合は、録画データなど可能な範囲での提供を検討されたい。

なお、本対応は、通常の河川巡視等に付随してクマを発見した場合に行うものであり、河川におけるクマの出没情報を即時的・網羅的に把握することを求めるものではない。

<2. 短期的に取り組むこと ②人の生活圏への出没防止>

## ○河川におけるクマ出没防止対策のため、樹木伐採や草木の踏み倒し等の促進【国土交通省】

- ・都道府県等と調整し、クマの出没防止に資する河川の樹木伐採等について、施工順序や箇所の工夫を行うなど効果的に対策を実施する。

(河川管理者によるクマ被害対策に資する樹木伐採等の考え方)

従前より、河川管理上必要な草刈りや樹木伐採、草木の踏み倒し等において、都道府県の関係部局や市町村等と連携して、施工方法等（施工順序や伐採箇所）の工夫を行ってきたところであるが、今般のクマ被害の深刻さを鑑みて、一層の推進を図られたい。

さらに、今般のクマ出没の状況は、河川空間の利活用に支障を生じさせる恐れもある。河川空間の利活用の確保は、河川管理上の目的に含まれるものであり、当該観点からは河川管理者が主体的な対応を行われたい。

これらの河川におけるクマ対策に資する樹木伐採等は、都道府県の第二種特定鳥獣管理計画等と整合的であることでより効果が発揮されると考えられるため、国が率先して、都道府県等と調整を行うこと。また、都道府県等が防災・安全交付金や緊急浚渫推進事業債等を活用し、治水上必要な浚渫及び樹木の伐採を行うことにより、クマ対策にも資する場合があることに留意の上、都道府県等に対し、当該交付金等の活用について助言されたい。

※なお、樹木伐採等は下記事項に留意して行われたい。

- ・樹木伐採を行う際は併せて環境の保全・創出についても検討を行うこと。環境上の配慮として草木の踏み倒しや枝払い等の施工方法を選択することも考えられる。必要に応じて、環境分野の学識者等の意見を踏まえること。
- ・クマが餌を求めて行動が活発になる飽食期（10～11月）や、人の生活圏への出没が増加する

繁殖期・分散期（6～7月）など、クマの生活史を踏まえ、効果的なタイミングを逃さず対応すること。

（樹木伐採等の効果）

「クマ類による被害防止に向けた対策方針」（環境省、令和6年2月8日）【参考資料1】において、河川はクマが人の生活圏に侵入する移動ルートとなっている可能性が指摘されている。また、「クマ類の出没対応マニュアル 一改定版一」（環境省、令和3年3月）【参考資料2】においては、見通しの良い環境を作り出すことで、クマ類の侵入を抑制するとともに、人とクマ類がお互いを認識しやすくなり、至近距離での突発的な遭遇を減らすなどの効果があるとされている。

（都道府県や河川管理者の役割）

「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（環境省、令和3年10月）【参考資料3】において、都道府県は、国の策定する基本指針に即して鳥獣保護管理事業計画を作成し、当該都道府県における鳥獣の保護及び管理の方向性について示すとともに、当該計画に基づく施策を実施するとされている。

一方、河川管理者は、河川法に基づいて河川管理を行っており、河川管理者が河川における鳥獣保護管理の主体となるものではないことに留意すること。

○河川におけるクマ出没防止対策のため、樹木伐採や草木の踏み倒し等の促進【国土交通省】

- ・河川管理者による対策に加え、河川管理者以外の者が河川において樹木伐採等を行う場合の河川法上必要な手続きについて円滑な運用を行う。

クマ対策に資する樹木伐採等を促進するためには、河川管理者だけではなく河川管理者以外の者が行う樹木伐採等も重要と考えられる。民間事業者や自治体の鳥獣部局、住民の方が河川における樹木伐採等を行うケースも考えられ、実施主体や態様によって適用される河川法の条文は異なるが、円滑な運用に留意されたい。

例えば、下記の条項等の適用が考えられる。

- ・河川法20条（河川管理者以外の者の施行する工事等）
- ・河川法25条（土石等の採取の許可）
- ・河川法27条（土地の掘削等の許可）

○河川におけるクマ対策等にかかる設置物の占用許可手続きの円滑な実施の強化【国土交通省】

- ・河川にわな等を設置する際の占用許可手続きについて引き続き円滑に実施するとともに、一定のエリアで包括的に許可することにより、わな等の移動について柔軟な対応を可能とする。

従前より、侵入防止用電気柵、自動撮影カメラ、捕獲用わな等の設置の一時占用等の手続きについて適切に行ってきたところであるが、今般のクマ被害の緊急性や公益性に鑑み、手続きの更なる迅速化・簡素化等に配慮されたい。

今般、河川にわな等を設置した後に、わな等の位置を変更して捕獲作業を継続するなどの柔軟

な対応を可能とするため、一定のエリア※における包括的な一時占用許可等を行うよう対応されたい。また、わなや電気柵等の設置に際しては、看板の設置等により、河川を使用している住民に対する注意喚起等を徹底されたい。

※一定のエリアとは、例えば河川事務所管内や遊水地等の管理区域などの単位が考えられる

#### <クマ被害対策における安全確保について>

河川におけるこれらのクマ被害対策を行う際には、実施者等の安全確保に最大限留意されたい。「クマ類の出没対応マニュアル－改定版－」や「工事現場等におけるクマ対策の事例集」（東北地方整備局）【参考資料4】等の資料が参考となる。

#### <フォローアップについて>

「クマ被害対策パッケージ」に記載の取組については、本省より後日実施状況のフォローアップ等を行う可能性があるため、上記の取組については適切に記録等を保存されたい。

以上